

## 心肺蘇生等に関する医師の指示書

当該患者が心肺停止となった場合、患者（あるいは代諾者）の自発的な意思に基づいて行われた「心肺蘇生等を受けない」決定を尊重し、心肺蘇生等を実施しないでください。※1  
指示にあたっては標準的な医療水準等を考慮し、患者（代諾者）と主治医等と十分な話し合いを行ったうえで、意思決定についての合意が形成されています。※2

患者氏名：	_____	生年月日：	年	月	日
連絡先電話番号：	—	—			
住所：	県	市			
病状の概要（主傷病名及び終末期の状況など）：					
その他、救急隊が対応した際の具体的指示事項など：					

医師署名欄： \_\_\_\_\_ 年 月 日  
医療機関の名称：  
所在地  
連絡先電話番号 — —  
時間外（携帯等） — —

### <患者（代諾者）記入欄>

私は、何者にも強制されず、治療についての判断ができる状態で「心肺蘇生等を受けない」決定をしました。上記の指示内容についてかかりつけ医等と十分に話し合い、ここに同意いたします。※3、4

患者署名欄： \_\_\_\_\_ 年 月 日  
（代筆した場合、代筆者の氏名※5： \_\_\_\_\_ 患者との関係： \_\_\_\_\_）  
代諾者署名欄※6： \_\_\_\_\_ 患者との関係： \_\_\_\_\_）

※1 かかりつけ医等の心肺蘇生等の非実施の指示

※2 「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」に沿った説明に基づく。

※3 心肺蘇生等を希望しない旨について、かかりつけ医等と話し合ったうえで同意するという意思表示、患者が署名する場合、かかりつけ医等は、患者が健やかな精神状態にあり、治療方針に同意する能力があることを確認する。代諾者が署名する場合、代諾者は、患者の事前の意思、信念、価値観などを考慮して署名する。かかりつけ医等は、代諾者による同意が患者の事前の意思や信念等を反映したもので、標準的な医療水準を考慮した合意的な判断であることを確認し、代諾者の連絡先と合わせて患者のカルテに記録する。

※4 かかりつけ医等は、患者もしくは代諾者と指示内容について話し合った日付を患者のカルテに記録する。

※5 手が不自由など、患者が自分で署名することができない場合は代筆可。その場合はカッコ内に代筆者の氏名、患者との関係を記載する。

※6 患者が自分で判断できない場合は、代諾者（家族等）が署名する。ここで言う代諾とは、患者本人に十分な判断能力が備わっていない場合、患者の代わりに同意・承諾することを指す。

※7 奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部管内の救急隊が行う応急処置等の質を保証するため、医学的に指示、検証等を行うシステムを構築している組織をいいます。